

第4章 具体的な施策

- 1 安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策
- 2 幼児期の教育・保育環境の充実
- 3 学童期からの「生きる力」を育む環境整備
- 4 子どもの居場所づくり
- 5 支援を必要とする子どもや保護者への対策
- 6 子育てしやすい社会環境の整備
- 7 地域社会における子育て支援



方針1 安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策

現状

- すべての妊産婦の心身の健康管理ができるよう、母子健康手帳の交付、妊産婦指導及び妊産婦健診の助成を行うなど、妊娠期から産後に向けて切れ目のない支援をしています。
- 産後早期にすべての家庭に赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)を実施し、産後の心身の健康管理、育児方法に関する相談に応じ、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつないでいます。
- 乳幼児健康診査事業は、子どもの発達・発育状況を把握し、支援につなげるための大切な機会であるため、受診率の維持・向上に努めています。また、いろいろな機会を通して、保健師だけでなく管理栄養士や歯科衛生士など専門職による教室や相談を開催しています。

課題

- 妊娠期からの専門職の関わりを強化し、若年や多胎等支援を必要とする家庭を早期に把握し、妊娠期からの継続支援ができる体制を整えていく必要があります。
- 子どもの健やかな成長が喜びとなるよう、相談や訪問、助成等様々な事業を通して、子育て家庭へ寄り添い、支援を継続実施していく必要があります。
- 専門職が関わり、必要な支援につなげるために、医療・保健・子育て等の関係機関との連携を深める必要があります。

推進 方策

妊娠期から子育て期までの健康管理体制を継続するとともに、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ります。また、今後も子どもの健康増進を図ります。



母子手帳の交付



1歳6か月健診


(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
1	妊婦健康診査事業	妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
2	母子健康手帳の交付
3	妊産婦指導及び健康教育事業

No.	施策・事業名
 4	産後ケア事業

(2) 子どもの健康増進


重点的に取り組む施策・事業


No.	事業名	内容
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
6	乳幼児健康診査事業
7	乳幼児保健指導
8	家庭内事故防止の啓発
9	離乳食講習会
10	子どもの料理教室

No.	施策・事業名
11	歯科保健対策
12	小児生活習慣病予防健康診断事業
13	子ども医療費助成事業
14	休日夜間急病診療事業

※ 事業番号欄に  があるものは、市独自の重点施策

※ 事業番号欄に  があるものは、新規に行う事業

方針2 幼児期の教育・保育環境の充実

現状

- 国は「子育て安心プラン」を策定し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することにより、待機児童を解消することとしています。
- 女性の就業率の上昇に伴い、共働き家庭が増加しており、特に低年齢児の保育ニーズは高まりをみせています。
- 幼児教育・保育の無償化により、更に保育ニーズが高まる可能性があります。
- 保護者のニーズに対応した幼児教育・保育に関する事業を実施しています。
- 保育者の研修や公立保育園の保育評価を実施するなど、質の向上を図っています。
- 施設や設備の老朽化が進んでいます。

課題

- 女性の就業率の上昇に伴い、0歳から2歳までの低年齢児の入園希望が増加しており、一時的に待機児童が発生しているため、受け皿の整備を図る必要があります。
- 育児休業取得者が増加しているため、年齢ごとの保育ニーズの把握にあたっては、職場復帰のタイミングを考慮する必要があります。
- 共働き家庭の増加に合わせ、一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育の形態が求められており、引き続き事業を推進していく必要があります。
- 保護者のニーズに合った事業を実施している中、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた幼児教育・保育の質の向上に努める必要があります。
- 老朽化した、保育園、幼稚園などにおける施設の改修や設備の更新を計画的に進める必要があります。

推進 方策

保育者の負担を軽減し、働きやすい環境をつくることにより、保育者の確保を促すとともに、受け皿を整備することで、幼児教育・保育の量の確保を図ります。また、一時預かり事業や病児・病後児保育事業を実施することで、働きながら子育てしやすい環境を維持します。

更に、保育者研修制度等の事業を実施し、幼児教育・保育環境の質の維持・向上に取り組みます。

(1) 幼児教育・保育の量の確保

重点的に取り組む施策・事業



No.	事業名	内容
15	幼児教育・保育事業	待機児童を解消するため、民間事業者による受け皿の整備などにより受け入れ体制を整える事業
16	一時預かり事業	保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業
17	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために、標準時間認定は11時間を超える保育、短時間認定は8時間を超える保育を行う事業
18	病児・病後児保育事業	病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
19	休日保育事業

(2) 幼児教育・保育環境の質の向上

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
20 	保育者研修制度	保育の理論と実践力を身につける研修に加え、経験や役職等に応じた研修など、保育者の資質向上に向けた研修内容の充実を図る事業
21 	保育園・幼稚園・認定こども園の施設改修	子どもが、安心して園での生活を送ることができるよう、施設の老朽化に伴う計画的な改修及び幼児教育・保育環境の向上を図るための整備を行う事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
22	幼児教育・保育評価事業

No.	施策・事業名
23	安全教育

方針3 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

現状

- 保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続は、子どもの豊かな育ちを実現する上で重要な視点となっています。
- 小学校、中学校間の連携・接続に関する現状を考慮し、異年齢交流や学校間交流に取り組み始めています。
- ICTの進化やインターネットなどの普及により、子どもの価値観は多様化しています。
- 各学校、団体で不登校やひきこもり対策を講じていますが、長期化している現状があります。

課題

- 保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を強化するために、関係機関との連携が求められています。
- スマートフォンなどの情報機器の普及によりインターネットの利用率が増加し、直接、人と関わる機会が減っているため、豊かな心を育む体験が必要です。
- 学童期からの不登校児童・生徒への支援・相談体制の充実と、学校間及び関係機関との情報共有を図るなど連携強化が求められています。

推進 方策

保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への接続を強化するとともに、様々な体験を通して心の教育の一層の充実を図ります。また、関係機関と連携して相談事業を推進し、青少年の健全な育成に取り組みます。




園児と小学生の交流



職場体験

(1) 豊かな心の育成

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
24 	就園から中学校卒業までの園・学校間の連携	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、学校生活に適應できるように、円滑な接続を進めていくための事業


その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
25	心の教育
26	命の教育
27	防災・安全教育
28	中高生のボランティア体験学習
29	職場体験

No.	施策・事業名
30	総合学習の活性化
31	赤ちゃんふれあい交流事業
32	農業後継者確保対策事業
33	思春期保健事業

(2) 青少年をとりまく環境整備

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
34 	教育相談と適応指導教室	不登校をはじめとする学校生活への不適應を生じた児童・生徒に対して、教育相談や適応指導教室を通して支援する事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
35	青少年健全育成事業

No.	施策・事業名
36	困難を抱える若者への支援



方針4 子どもの居場所づくり

現 状

- 共働き家庭の増加により、保育ニーズの高まりと比例して、児童クラブのニーズも高くなっています。
- 地域のつながりの希薄化、安全面の変化から放課後に子どもが過ごす場所が変化しています。
- 各小学校で余裕教室がなくなっており、放課後子ども教室事業を実施することが難しい状況となっています。
- 児童センターの整備やスポーツ教室の開催等により、子どもの放課後や休日の居場所づくりにつなげています。

課 題

- 児童クラブにおいて、入会希望者は年々増加しており、受け皿を確保するための整備を行う必要があります。
- 児童クラブの6年生までの受け入れ拡大に伴い、子どもの健全な育成に深い関わりを持つ放課後児童支援員を確保する必要があります。
- 子どもにとって安心できる居場所が確保できるよう、様々な選択肢をつくる必要があります。

推進 方策

児童クラブの受け皿を確保するとともに、講座やスポーツ教室の開催など、様々な子どもの居場所づくりに取り組みます。



児童クラブ



歴史博物館講座

(1) 放課後等の環境整備

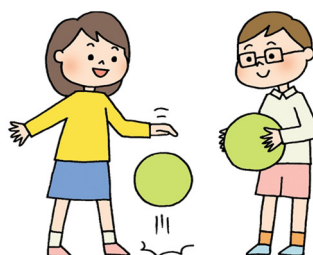
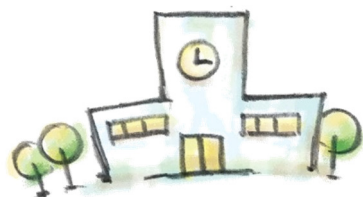
重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
37	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
38	民間児童クラブへの支援
39	放課後等の子どもの居場所づくり

No.	施策・事業名
40	児童センター事業



方針5 支援を必要とする子どもや保護者への対策

現状

- ひとり親家庭では、半数以上が相対的な貧困になっています。
- 早期療育の有効性の理解が進み、子どもの障害の状態及び発達のプロセス・特性等に十分配慮した支援を求める保護者が増えています。
- 近年、子どもに対する虐待やいじめ及び子育て家庭の社会的な孤立などが発生しています。
- 国では、令和4年度までに虐待における相談体制を強化するため、全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとしています。
- 虐待に関する相談件数は、近年、横ばいに推移しています。
- 市内に在住する外国人の人口は年々増加傾向にあり、日本語の習得が不十分な子どもが増えています。

課題

- ひとり親家庭の経済的な自立のために、就業支援をはじめ、金銭的な支援、家事支援など、仕事と家事・育児の両立をするための支援が必要です。
- 児童発達支援事業所等を利用する子どもが多くなっているため、受入施設の拡充について検討する必要があります。
- 発達に遅れや心配のある子どもの保護者の理解を深めるとともに、子どもの社会適応力の向上を図る必要があります。
- 虐待防止のため、若年や多胎児、育児不安や孤立感を抱える家庭等に対して、家事・育児支援または専門的な支援を行う必要があります。
- 虐待が重篤化する前に対策を行うためには、子ども家庭総合支援拠点の設置及びその人材を確保する必要があります。
- 年々増加する外国人に対応するため、文化や言語の壁に配慮する必要があります。

推進 方策

ひとり親家庭が自立するための支援をはじめ、障害児への療育支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、家庭における虐待防止や外国籍児童、生活困窮世帯への支援を行い、子どもが安全で安心して育つための体制を整備します。

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
41	ひとり親家庭相談
42	ひとり親家庭日常生活支援事業

No.	施策・事業名
43	ひとり親家庭の家計負担軽減
44	ひとり親家庭への就業支援

(2) 障害児施策の充実

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
45	保護者及び学齢期支援事業	幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座(ペアレント・プログラム)及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身に付ける講座(ソーシャルスキルトレーニング)を実施する事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
46	市内における児童発達支援
47	発達相談及び療育支援
48	障害児を持つ家庭の負担軽減

No.	施策・事業名
49	統合保育・交流保育
50	特別支援教育

(3) 子どもが安全・安心に育つ体制の整備

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
51	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎児などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
52	子ども家庭総合支援拠点の設置
53	虐待に関する相談
54	生活困窮世帯の子どもへの学習支援

No.	施策・事業名
55	生活困窮世帯への就労支援
56	就学援助費の支給
57	通訳活用事業

方針6 子育てしやすい社会環境の整備

現状

- 国の働き方改革では、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めています。
- 就業を希望する女性が増えているため、出産や子育てのために離職した人への再就職の支援を行っています。
- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は、以前よりも高まりをみせているものの、依然として母親が子育ての大半を担っています。
- 公園の整備や多目的トイレの設置等の子育てしやすい施設整備を図っています。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、手当の支給や助成を行っています。
- 保育料等の無償化にあたっては、事業者及び利用者に負担がかからないよう配慮しながら実施しています。また、特定こども・子育て支援施設等の確認や指導監督等にあたっては、愛知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。
- 多子家庭と低所得者家庭への経済的な支援として、第3子以降と低所得者家庭の給食費や保育料を軽減しています。
- 子どもを犯罪や事故等から守るため、各地域において見守り活動を行っています。

課題


- 子育てしやすい環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進していく必要があります。
- 子どもが健やかに成長するために、父親や祖父母の子育て参画を支援し、家事育児負担の平等化と協力を図る必要があります。
- 家庭の経済状況によって教育の機会が奪われることが無いよう、支援を図ることが必要です。

推進 方策

仕事と子育ての両立を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を実施します。また、引き続き、施設整備を行い、多世代住宅への補助など、子育て家庭への経済的支援を行います。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
58 	女性への就業支援	就職を希望する女性を対象としたセミナーの開催や相談、求人情報の提供により復職を支援する事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
59	創業支援
60	家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供

No.	施策・事業名
61	子育て世帯の男性に対する家事・育児参画

(2) 子育てにやさしい環境の整備



その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
62	公園等の維持管理
63	多目的トイレ・おむつ交換台等の設置

No.	施策・事業名
64	見守り活動
65	「こども 110 番の家」

(3) 子育て家庭への経済的な支援

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
66  	多世代住宅補助	小学校修了前の子どもと親、祖父母等の3世代が同居・近居することで、全ての世代が安心して生き生きと暮らし、社会で活躍できることを目的に、多世代住宅の建築や取得にかかる費用の一部を補助する事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
67	児童手当・特例給付の支給
68	保育料等負担軽減
69	給食費負担軽減

No.	施策・事業名
70	高等学校等修学奨学金の支給
71	私立高等学校等授業料の補助

方針7 地域社会における子育て支援

現状

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、近親者や地域の人からの子育てに関する助言や支援を受けることが難しくなっています。
- 国では、妊娠期から子育て期にわたる相談に応じ、関係機関等と連携し切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを令和2年度末までに全国展開することとしており、本市では、保健センターに利用者支援事業の母子保健型を、あんばん〜くに利用者支援事業の基本型を設置し、それらを連携させることで子育て世代包括支援センターを展開しています。
- 育児の援助が必要な人に対し、地域住民等が必要な援助を行うことにより、お互いに育児を助け合う会員組織の事業（ファミリー・サポート・センター事業）を展開しています。
- スマートフォンなどの情報機器の普及により、子育て情報の入手方法が変化しています。

課題

- 子育てにおける祖父母等の親族からの支援の有無は、子育ての負担感に大きな影響を及ぼすため、親族が同居あるいは近居していない場合は、地域で支え合う関係がより一層必要となっています。
- 妊娠・出産・育児における様々な相談に応じ、切れ目のない支援を提供するためには、子育て世代包括支援センターを中心とし、各関係機関が連携した取組が必要となります。
- ファミリー・サポート・センター事業において、育児を援助する提供会員の確保や高齢化対策が必要になっています。
- WEBやSNSを活用した子育てに関する情報の発信を強化する必要があります。

推進 方策

子育て環境の変化により生ずる多様な育児ニーズに対応するため、子育て支援サービスの充実を図り、ファミリー・サポート・センター事業等の地域での相互援助を推進します。

また、情報提供のあり方を見直すとともに、関係機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支援していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
72	利用者支援事業	子育て家庭の不安を取り除くことを目的とし、子育て支援アドバイザー及び母子保健コーディネーターが、それぞれの家庭に応じた情報提供及び相談等を行う事業
73	地域子育て支援拠点事業	身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業
74	子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等により、家庭において子どもの養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かる事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
75	地域活動事業
76	子育てに関する情報発信

No.	施策・事業名
77	子育てに関する相談
78	子育てに関する講座

(2) 子育て支援ネットワークの構築

重点的に取り組む施策・事業

No.	事業名	内容
79	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をする人(提供会員)と援助をしてもらいたい人(依頼会員)が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業

その他取り組む施策・事業

No.	施策・事業名
80	多世代間交流事業

No.	施策・事業名
81	安城市小中学校ふれあいネット事業